

本県の学校における食育推進状況

～令和2年度・令和3年度 各校における「食に関する指導」実施状況調査結果の比較～

群馬県教育委員会健康体育課

I 調査目的

「学校における食育」については、その推進が学習指導要領に明記され、児童生徒の発達の段階を考慮し、学校の教育活動全体を通じて適切に行うこととされている。

そこで、今年度における各校の食に関する指導実施状況（予定も含む）を調査し、食育推進の現状と課題を把握することを通じて、今後の施策展開の参考とするものである。

II 調査対象

県内公立小学校・中学校（中等教育学校の前期課程を含む）・義務教育学校及び特別支援学校

	令和2年度	令和3年度
公立小学校	303校	300校
公立中学校	162校	160校
公立義務教育学校	—	1校
公立特別支援学校	17校	17校
計	482校	478校

III 回答者

各校において食育を推進する上で中核となっている方

※中等教育学校（前期課程）は中学校として、義務教育学校は小学校段階と中学校段階に分けて回答

IV 調査期間

令和2年度：令和2年11月27日（金）～12月18日（金）

令和3年度：令和3年12月1日（水）～12月24日（金）

V 調査事項

- 1 食育推進体制の整備について
- 2 食に関する指導について
- 3 栄養教諭・学校栄養職員の食に関する指導への参画について
- 4 食に関する個別指導について
- 5 食育教材等の活用について
- 6 家庭・地域との連携について

VI 調査方法

群馬県総合教育センターWeb 内の調査回答入力フォームに各校が入力する

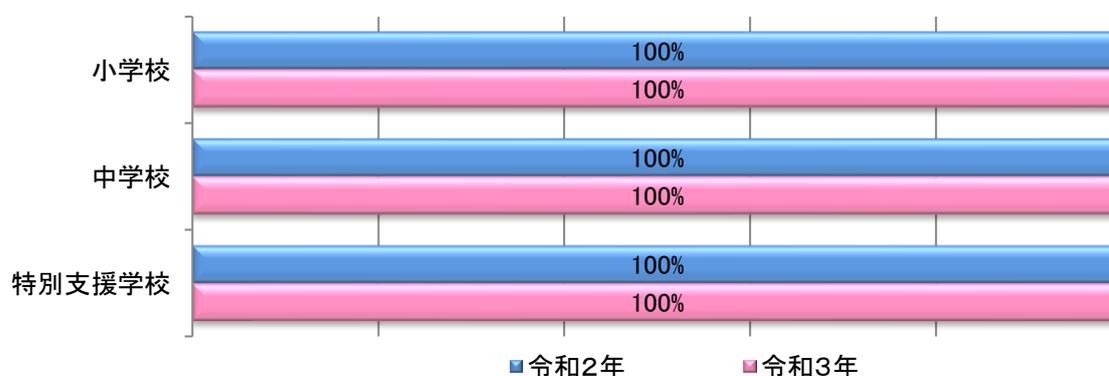
1 食育推進体制の整備

(1) 食育を推進するための組織・委員会の校務分掌への位置付け



○食育を推進するための組織・委員会の校務分掌への位置付けは、小学校、中学校、特別支援学校において100%となっている。食育の推進を専門に担う組織・委員会を校務分掌に位置付けている学校や、既存の組織（学校保健委員会や健康教育推進委員会）が食育の推進も担うこととして校務分掌に位置付けている学校など、各校の実態に応じて組織・委員会が設置されている。

(2) 食育の推進を中心となって担う教員の校務分掌への位置付け



○食育の推進を中心となって担う教員（食育推進担当）の校務分掌への位置付けは、小学校・中学校において100%となっている。

○食育推進担当の役割としては、以下のことが期待される。

- ・食に関する指導の全体計画等の作成・見直しに関すること
- ・教職員の連携・調整に関すること
- ・家庭や地域社会との連携・調整に関すること
- ・教科等における食に関する指導と給食の時間の食に関する指導の関連付けに関すること
- ・「食」に関する情報提供や情報交換に関すること

2 食に関する指導

(1) 食に関する指導の実施



○食に関する指導は、平成23年度以降、県内すべての学校で実施されている。

(2) 食に関する指導の全体計画の作成

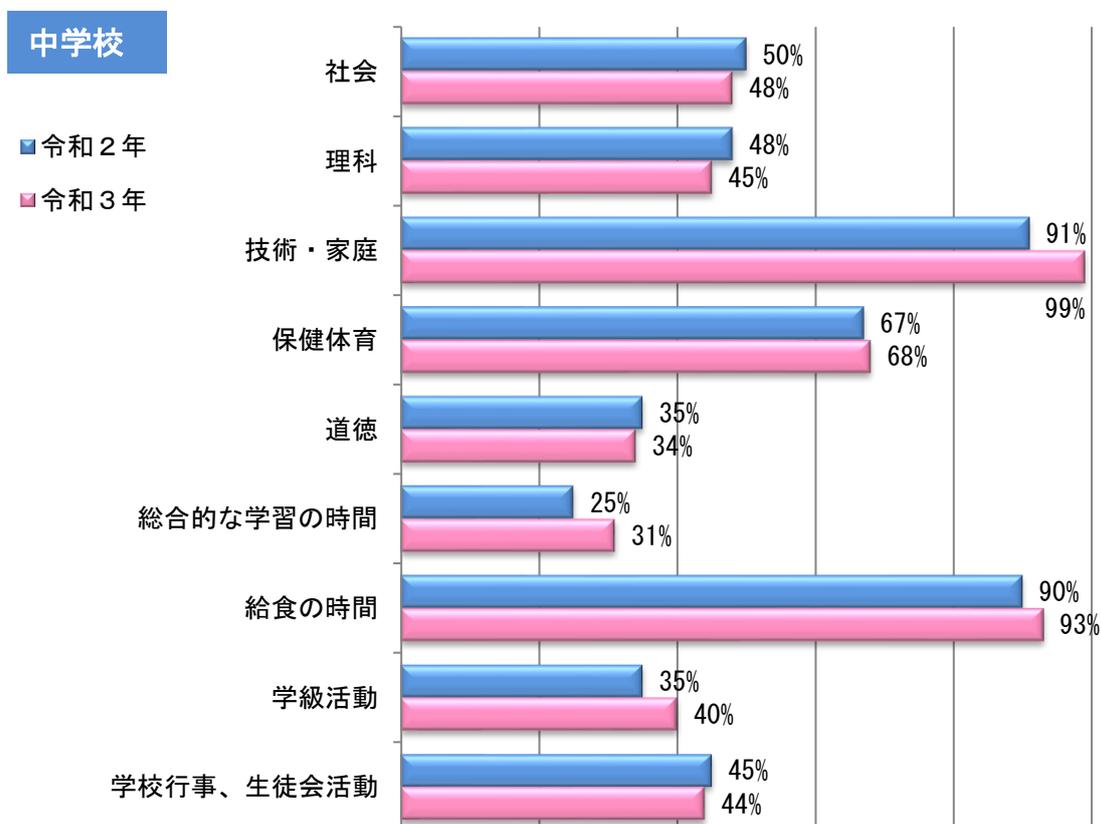
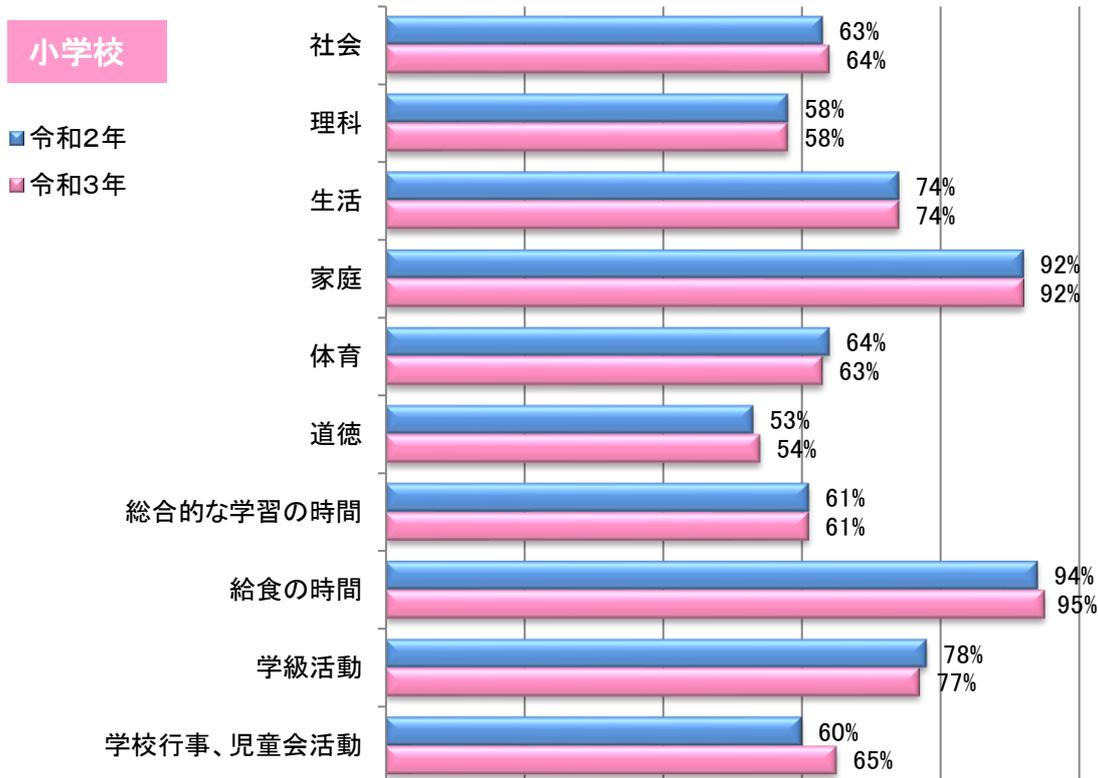


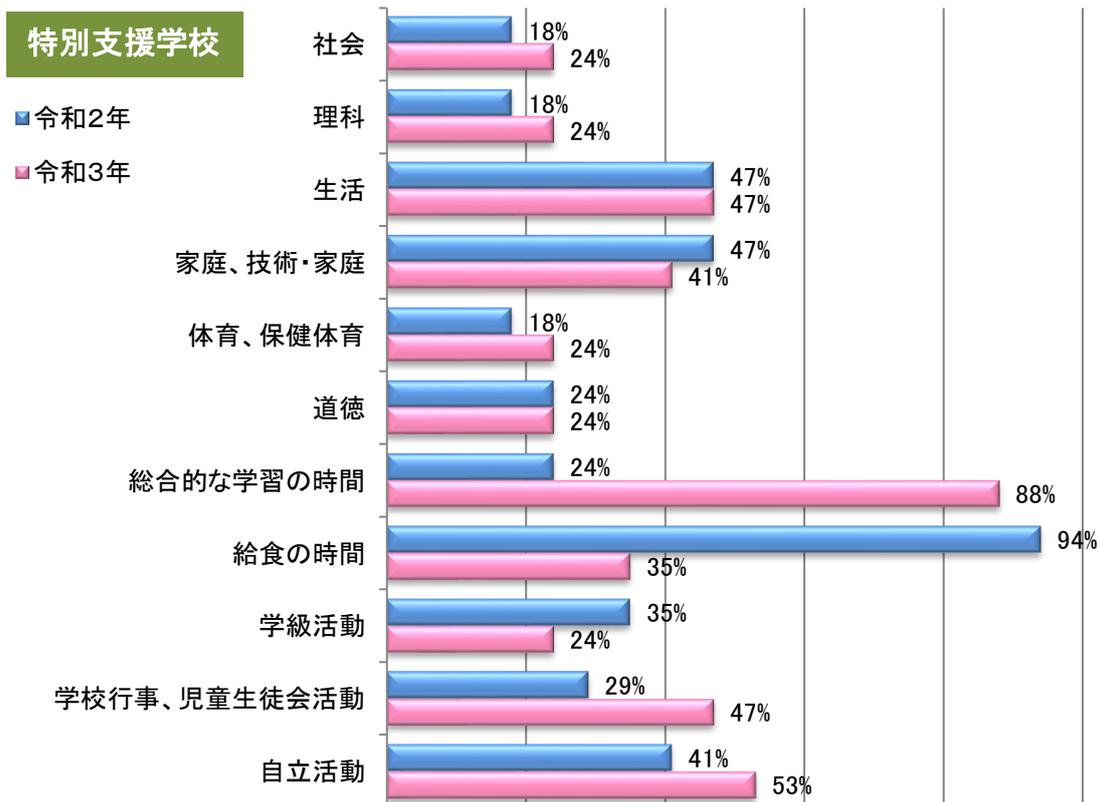
○食に関する指導の全体計画は、すべての小学校・中学校・特別支援学校において作成されている。

○食に関する指導の全体計画の作成については、学校給食法第10条に規定されているが、学習指導要領（平成29年告示）では、新たに総則に位置づけられた。教育課程の編成及び実施に当たっては、各分野における全体計画と関連付けながら、効果的な指導が行われるよう留意することとされている。

○学習指導要領の改定に伴い、「食に関する指導の手引き—第二次改訂版—」（平成31年3月文部科学省）が公表され、全体計画の様式が、学習指導要領の趣旨を反映した様式に変更された。全体計画①では、実態と目標、推進組織の位置づけ、他校種や家庭・地域との連携の在り方、評価方法等、食に関する指導の方針等に関わる内容全般を示し、全体計画②では、示した目標を達成するために実施する関連教科等における食に関する指導や、学校給食を生きた教材として活用するための献立計画の概要、個別的な相談指導、家庭・地域との連携の内容等、実際の取組みについて年間を通して示すこととしている。

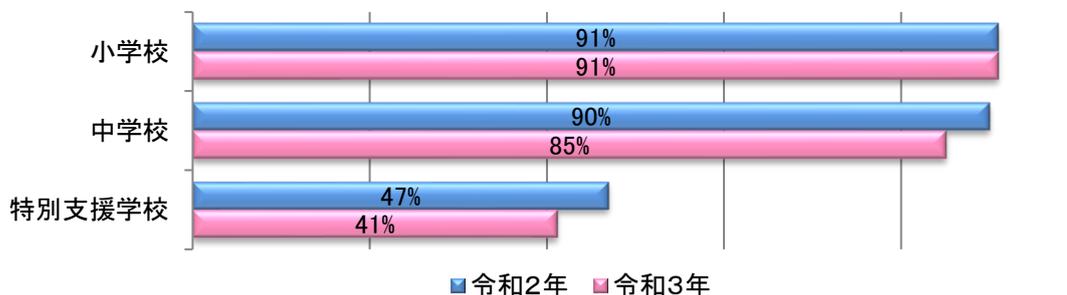
(3) 教科等における食に関する指導の実施状況





○食に関する指導と関連している主な教科は、社会、理科、生活、家庭、技術・家庭、体育、保健体育などの教科の他、道徳、総合的な学習の時間、特別活動である。これらの教科等においては、目標や内容、教材や題材、学習活動など様々な面で食に関する指導と関連付けて指導することができる。これらの教科等において食に関する指導を一層充実させることによって、食育の充実につなげるとともに、当該教科の目標がよりよく達成されることを目指している。

(4) 全体計画・年間指導計画に基づいた食に関する指導の評価の実施状況

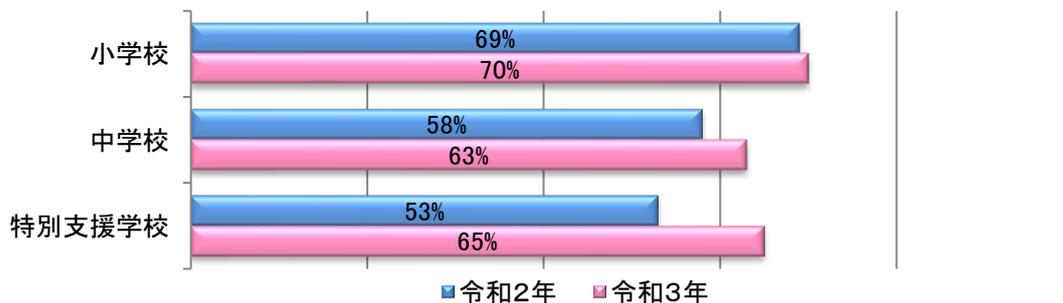


○学校における食育は、学校の教育活動全体を通じて総合的に推進することにより成果が期待できるものであるため、その成果を検証するためには、食育の推進体制や計画の推進状況、計画推進の結果得られた効果等について評価を行うことが大切である。

○評価結果を踏まえて、食育推進組織において公表することで相互理解を深め、「計画（P）」「実践（D）」「評価（C）」「改善（A）」のPDCAサイクルに基づいて、推進体制を改善・強化することが大切である。

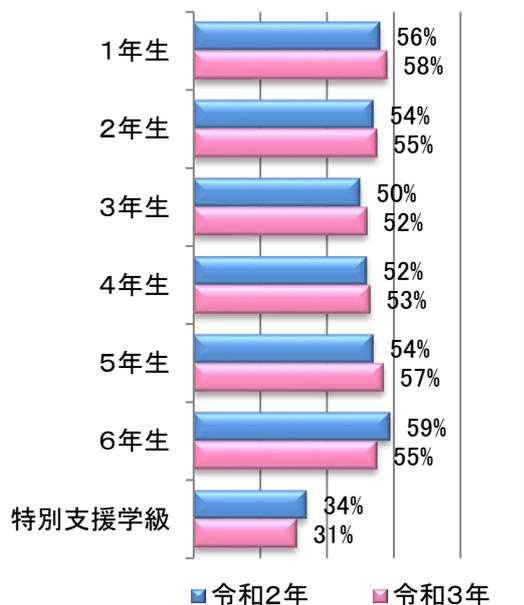
3 栄養教諭・学校栄養職員の食に関する指導への参画

(1) 栄養教諭・学校栄養職員の活用

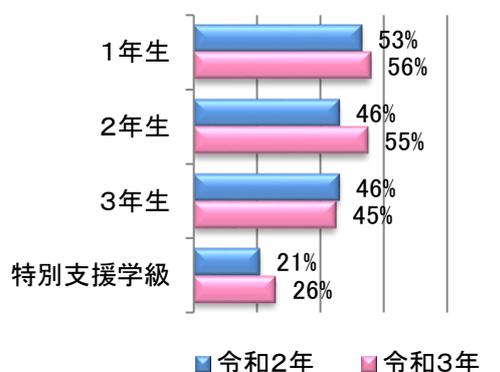


(2) 各学年等における栄養教諭・学校栄養職員の活用

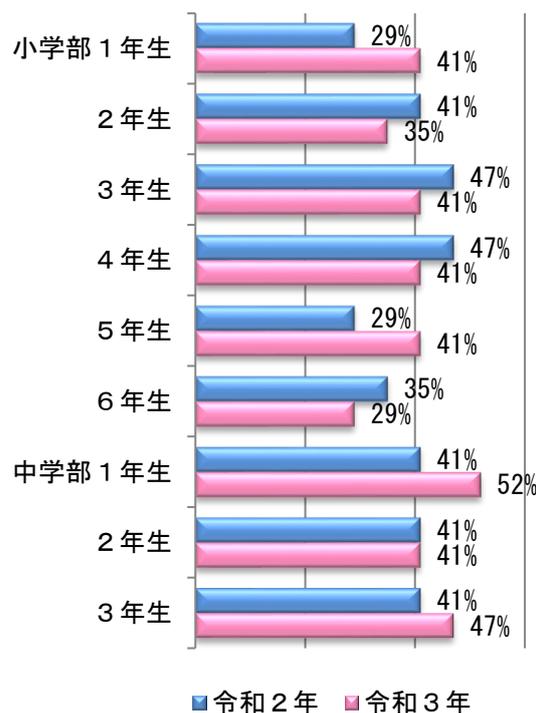
小学校



中学校



特別支援学校

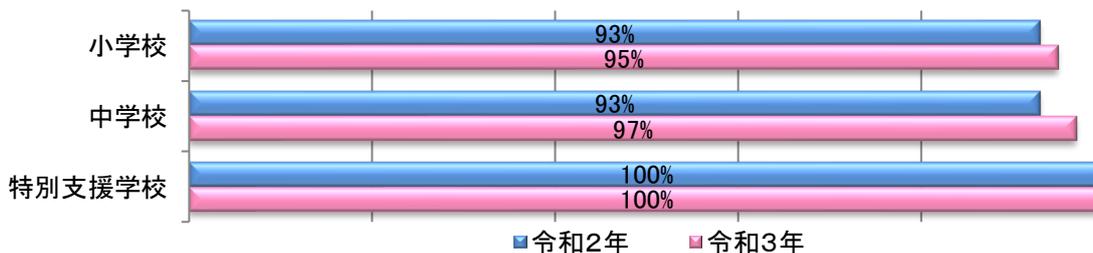


○令和2年度・3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、栄養教諭・学校栄養職員を活用した食に関する指導は減少している。

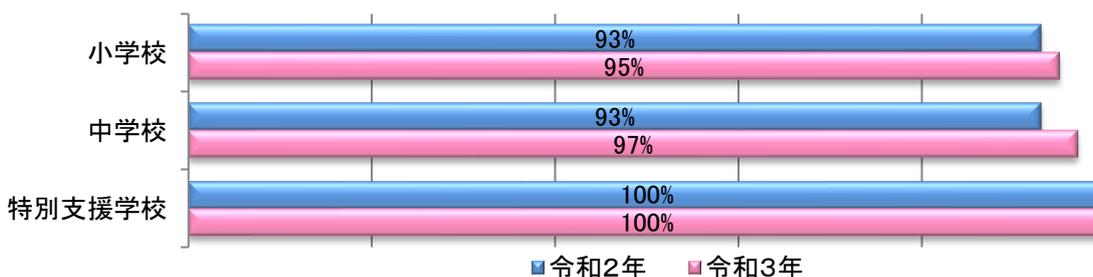
○新型コロナウイルス感染症対策が特に必要とされる給食時間は、栄養教諭・学校栄養職員が教室を訪問して行う、従来通りの食に関する指導の実施が難しくなっている。児童生徒に整備された1人1台端末を用いてICTを活用した指導を行うなど、新しい生活様式に対応した食に関する指導を工夫していく必要がある。

4 食に関する個別指導

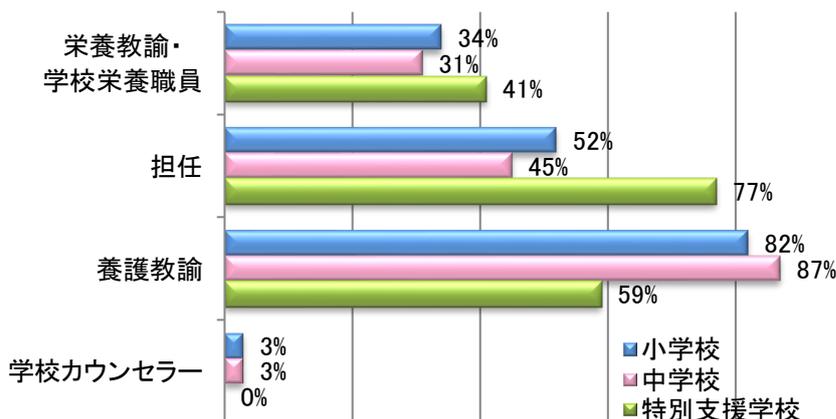
(1) 食に関する個別指導を実施する必要があると考えられる児童生徒がいた学校の割合



(2) 上記(1)の児童生徒に対して、個別指導を実施した学校の割合

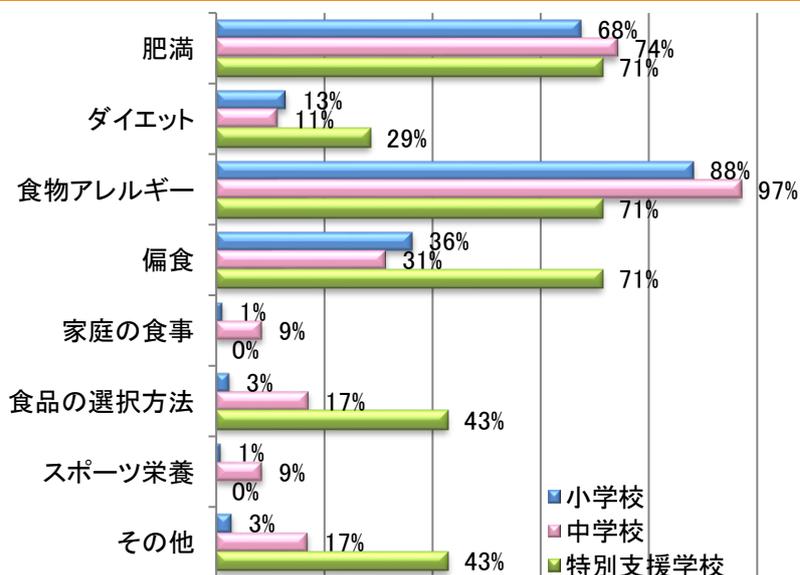


(3) 上記(1)の児童生徒に対して、個別指導にあたった教職員の内訳(令和3年度)



○食に関する課題を有する児童生徒に対しては、校内において指導体制を整備し、全教職員が共通理解のもと、保護者と連携して、個別の事情に応じた対応や相談指導を行うことが大切である。

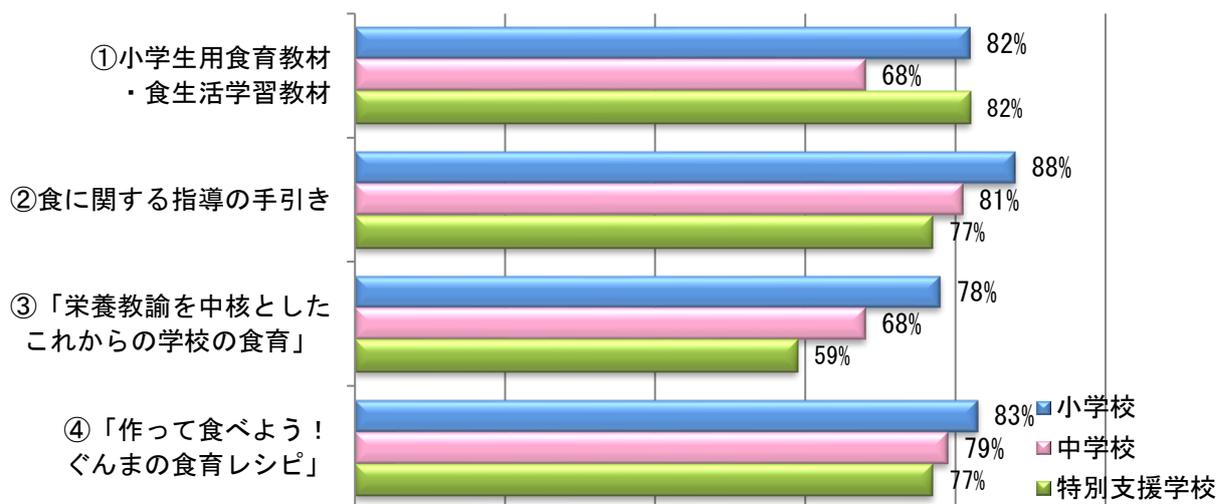
(4) 上記(3)における、栄養教諭・学校栄養職員による食に関する個別指導の内容



○個別指導の内容としては、食物アレルギーが最も多く、次いで肥満、偏食が挙げられる。
○個別的な相談指導においては、学級担任や養護教諭だけでは対応が困難な場合も多く、栄養の専門家である栄養教諭等が中心となって取り組む必要がある。

5 食育教材等の活用（令和3年度）

（1）食育に関する教材や施設等を活用したことがある学校の割合



① 小学生用食育教材・食生活学習教材・【新】中学生用食育教材(文部科学省)



文部科学省が作成している食育冊子。小学生用食育教材は平成28年2月に配付され、食事の重要性や望ましい生活習慣の必要性について、各教科・領域や給食の時間の中で効果的に学習できるよう工夫されている。中学生用食育教材は、令和4年3月に配付される予定で、食に関する指導での活用に加え、生徒自身が興味をもって読んだり、食生活の参考として活用したりできるよう幅広い内容で構成されている。文部科学省のHPIに掲載されており、指導者用もある。

小学生用食育教材

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/eiyou/syokuseikatsu.htm

中学生用食育教材

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/eiyou/1288146.htm

② 食に関する指導の手引—第二次改訂版—(文部科学省)



学校における食育の必要性、食に関する指導の目標、食に関する指導の全体計画、各教科等及び給食における食に関する指導の基本的な考え方や指導方法、食育の評価等について記載した手引書。学習指導要領の改訂を踏まえて平成31年度3月に改訂された。

https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1292952.htm

③ 栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育(文部科学省)



これからの学校の中で栄養教諭を中核として食育を推進する際の一連の取組を「計画」「実践」「評価」「改善」のPDCAサイクルに基づいて明確に示した冊子。栄養教諭をはじめ管理職、学級担任など全教職員を対象に平成29年5月に作成された。

https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1385699.htm

④ 「作って食べよう！ぐんまの食育レシピ」(群馬県教育委員会・群馬県)

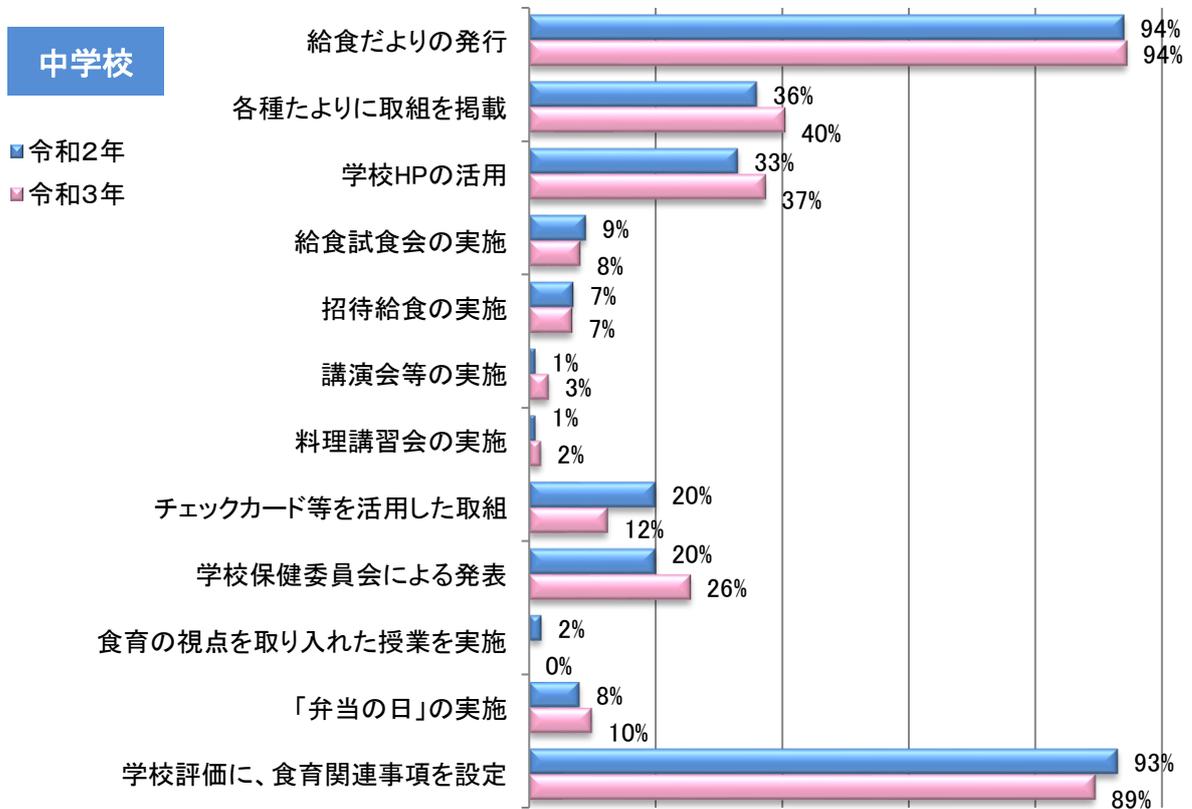
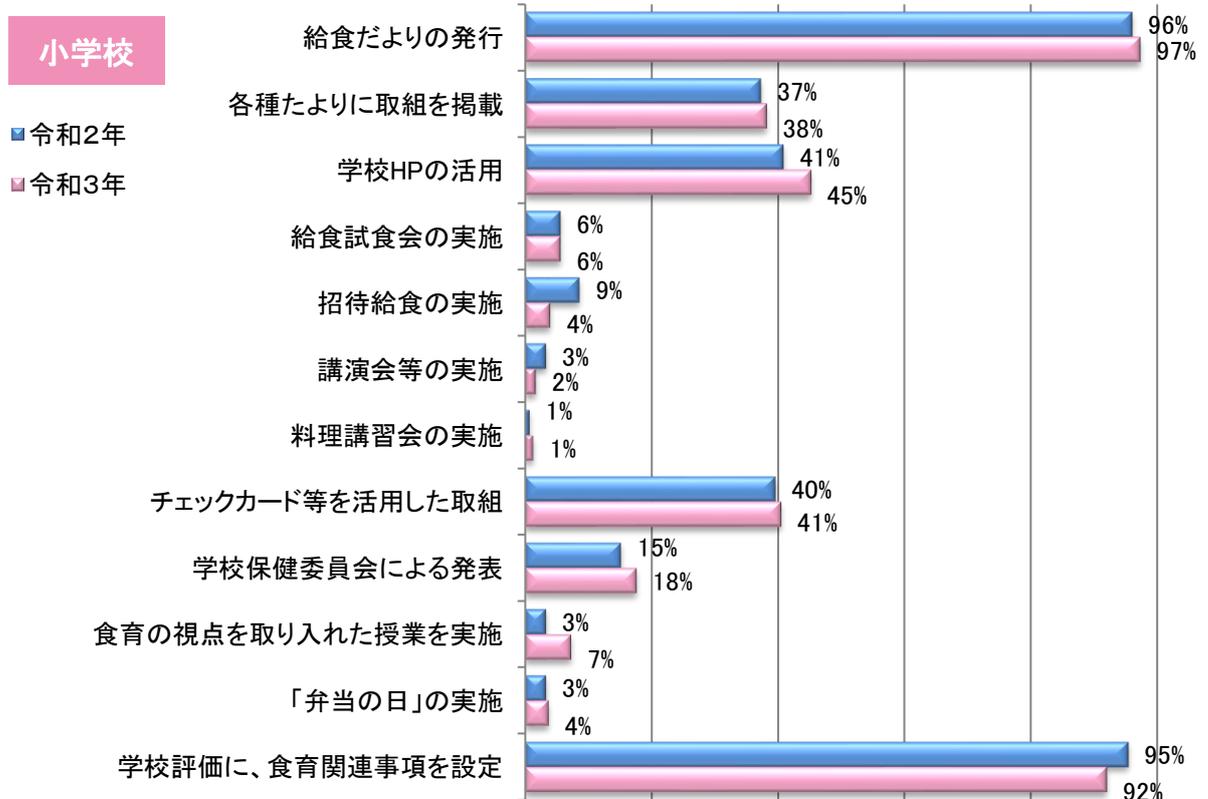


子どもたちの家庭における調理実践を促すために、日頃慣れ親しんでいる学校給食の中から、生産量が全国10位以内に入る地場産物を使用し、かつ、小学校の家庭科、中学校の技術・家庭科で学習した知識や技能を活用できる99種類のレシピを掲載。

http://www.nc.gunma-boe.gsn.ed.jp/?action=common_download_main&upload_id=732

6 家庭・地域社会との連携

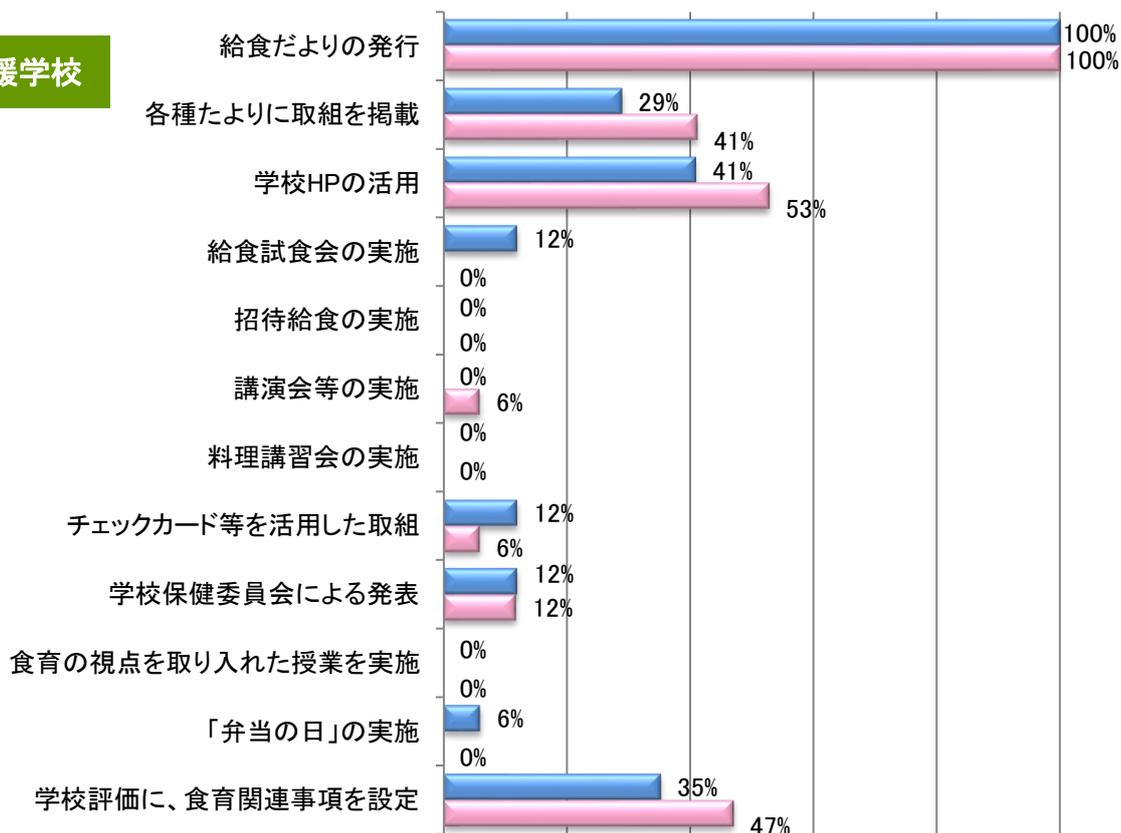
(1) 家庭や地域との連携に向けた取組の実施



特別支援学校

■ 令和2年

■ 令和3年



○今年度も昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、給食試食会、招待給食、講演会、料理講習会、食育の視点を取り入れた授業の公開等を実施することが難しい状況となっている。各地域の実情に応じ、各種たよりや学校のホームページの活用、SNSを通じた発信など、工夫した取組が必要である。

○学校における食に関する指導の充実と合わせて、家庭での食に関する取組がなされることにより、児童生徒の食に関する理解が深まり、望ましい食習慣の形成が図られることから、学校から家庭への働きかけや啓発活動を積極的に行うことが大切である。また、地域で行われる食育の取組との連携や、医関係者等の専門家との連携、生産者や関係機関等との連携により、児童生徒とその家庭の食生活が向上したり、地域の人々の食や健康課題への関心を高めたりすることが期待できる。

○ほとんどの小学校・中学校で、学校評価に食育関連項目を設定している。

○学校評価における食育に関連した調査項目（朝食摂取等）は、家庭の教育力を高める要素をもつものである。結果の検証・評価により教職員と保護者が共通理解し、連携・協力した取組を実施することによりさらなる食育の充実が期待できる。